



2024年3月1日

各 位

会 社 名	株式会社グッドスピード
代 表 者 名	代表取締役社長 加藤 久統 (コード：7676 東証グロース)
問 合 せ 先	取締役 管理本部長 大庭 寿一 (TEL：052-933-4092)
会 社 名	株式会社宇佐美鋳油
代 表 者 名	代表取締役社長 宇佐美 智也 (TEL：052-586-1166 (代表))

株式会社宇佐美鋳油による株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の  
株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋳油は、本日、別添のプレスリリース「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社宇佐美鋳油（公開買付者）が株式会社グッドスピード（公開買付けの対象者）に対して行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年3月1日付「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

2024年3月1日

各 位

会 社 名	株式会社宇佐美鋁油
代表者名	代表取締役社長 宇佐美 智也
問合せ先	052-586-1166 (代表)

## 株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋁油（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年2月29日、株式会社グッドスピード（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記の公開買付けは本取引（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）の一環として実施予定であり、第1回公開買付け（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）及び第2回公開買付け（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。また、第1回公開買付け及び第2回公開買付けを総称して、以下「本両公開買付け」といいます。）により構成されます。

また、第1回公開買付けについては、第1回公開買付前提条件（注1）が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、2024年4月上旬を目途に（但し、第1回公開買付前提条件が充足された日が遅れる場合には、当該日から実務上可能な限り速やかに）、開始することを予定しております。第1回公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、第1回公開買付けの開始時期の見込みに変更があった場合も、速やかにお知らせいたします。なお、対象者及びその連結子会社である株式会社チャンピオン76（以下「対象者等」といいます。）が金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約には、本日時点で既に当初の返済期限が到来しているもの（注2）が含まれており、当該金銭消費貸借契約の返済期限の延長等の手当てを継続的に講じる必要があるものの、対象者等の財務状態等が急速に悪化しているため、当該金銭消費貸借契約の相手方である金融機関より返済期限の継続的な延長等についての合意を得るためには、十分な信用力がある公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本取引の実施予定についての公表を行うことが必要であり、また、一定の交渉期間が必要であることから、第1回公開買付けの開始予定を公表する方法により本取引に係る公表を行っております。

（注1）「第1回公開買付前提条件」とは、①対象者に設置された、公開買付者及び本合意株主（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。）から独立した立場で本取引（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）について検討・交渉等を行うための本特別委員会（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）において、対象者が第1回公開買付け及びこれに続く第2回公開買

付けに対して賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨し、本両公開買付けを行うことについて肯定的な内容の答申が行われ、その旨が公表されることが予定され、かつ、第1回公開買付けの開始日（以下「本開始日」といいます。）において、当該答申が撤回されていないこと、②対象者の本両公開買付けに関する意見表明として、本両公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨する旨の、決議に参加した全取締役の全会一致による取締役会決議が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、③公開買付者及び本合意株主（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。）間で、本契約（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本両公開買付けの概要」において定義します。）が締結され、かつ、有効に存続していること、④対象者において、(i) 2023年9月期に係る有価証券報告書（以下「2023年9月期有価証券報告書」といいます。）及び2024年9月期第1四半期に係る四半期報告書（以下「2024年9月期第1四半期報告書」といいます。）が2024年4月10日までに提出され、かつ、無限定適正意見若しくは限定付適正意見を得ており又は意見の表明をしない旨が記載された場合であって対象者株式が上場廃止となっておらず、かつ、(ii) 2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されていること（注3）、⑤対象者において、対象者が提出済みの2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までに係る各四半期報告書の訂正報告書（総称して、以下「本訂正報告書」といいます。）が提出されていること（注4）、⑥本取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき必要な手続及び対応が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過していること、⑦対象者グループ（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在せず、また、対象者株式に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）であって公表（法第167条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、⑧本両公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本両公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、⑨原因の如何にかかわらず、対象者グループの事業、財務状態、業績若しくは今後の見通しに重大な悪影響を及ぼし得る事態が生じていないこと（本両公開買付けに係る撤回事由が生じていないことを含みます。）をいいます。

(注2) 対象者によれば、本日時点で返済期限の猶予を受けており、かつ、2024年3月末日に返済期限が到来する借入金額は合計約150億円とのことです。

(注3) 対象者は、2023年9月29日付「調査委員会設置のお知らせ」に記載のとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理（以下「本不適切会計処理」といいます。）がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、公正性を確保した調査が必要と判断し、外部の有識者で構成される第三者調査委員会を設置した上で調査を実施したとのことです。

その後、2023年12月28日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2023年9月期有価証券報告書の法定提出期限である2024年1月4日までに対象者の2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させることができず、法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに2023年9月期有価証券報告書の提出ができない見込みとなったことから、対象者は、東海財務局長に対し、2023年9月期有価証券報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求め申請を行ったとのことです。その後、2024年1月4日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年1月4日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けたとのことです。当該状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が2023年9月期有価証券報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目（2024年4月10日）までに提出しない場合には、対象者株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2023年9月期有価証券報告書が提出されることを前提条件としております。

また、2024年2月13日付「第22期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2024年9月期第1四半期報告書の法定提出期限である2024年2月14日までに対象者の2023年9月期に係る決算関連手続が完了しておらず、2024年9月期第1四半期に係る決算関連手続についても完了していないため、法第24条の4の7第1項に定める四半期報告書の提出期限までに2024年9月期第1四半期報告書の提出ができない見込みとなったことから、対象者は、東海財務局長に対し、2023年9月期有価証券報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求め申請を行ったとのことです。その後、2024年2月14日付「第22期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年2月14日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けたとのことです。当該状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が2024年9月期第1四半期報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目（2024年4月10日）までに提出しない場合には、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2024年9月期第1四半期報告書が提出されることを前提条件としております。

加えて、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2024年2月9日付「第22期（2024年9月期）第1四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信についても、それぞれ2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書と同様の理由により公表が延期されており、2024年2月29日現在、公表予定日が決定されていないため、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されることを前提条件としております。

（注4）対象者は、2024年1月4日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2023年12月30日に第三者調査委員会の調査報告書を受領しており、当該報告を受けて、提出済みである2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までの各四半期報告書の過年度訂正を行う予定とのことです。対象者は、2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人に

よる監査手続を完了させた上で、2024年3月29日までに、本訂正報告書を提出する予定とのことです。

第2回公開買付けについては、第2回公開買付前提条件（注5）が充足されたこと又は公開買付者が第2回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、2024年5月上旬を目途に（但し、第2回公開買付前提条件が充足された日が遅れる場合には、当該日から実務上可能な限り速やかに）、開始することを予定しております。第2回公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、第2回公開買付けの開始時期の見込みに変更があった場合も、速やかにお知らせいたします。

（注5）「第2回公開買付前提条件」とは、①第1回公開買付けが成立し、かつ、決済が完了すること、②本特別委員会において、対象者が第2回公開買付けに対して賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨し、第2回公開買付けを行うことについて肯定的な内容の答申が行われ、その旨が公表されることが予定され、かつ、第2回公開買付けの開始日において、当該答申が撤回されていないこと、③対象者の第2回公開買付けに関する意見表明として、第2回公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨する旨の、決議に参加した全取締役の全会一致による取締役会決議が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、④公開買付者及び本合意株主間で、本契約が締結され、かつ、有効に存続していること、⑤対象者において、（i）2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書が2024年4月10日までに提出され、かつ、無限定適正意見若しくは限定付適正意見を得ており又は意見の表明をしない旨が記載された場合であって対象者株式が上場廃止となっておらず、かつ、（ii）2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されていること（詳細は、上記注3をご参照ください。）、⑥対象者において、本訂正報告書が提出されていること（詳細は、上記注4をご参照ください。）、⑦本取引に関し、独占禁止法に基づき必要な手続及び対応が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過していること、⑧対象者グループに係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在せず、また、対象者株式に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）であって公表（法第167条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、⑨本両公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本両公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、⑩原因の如何にかかわらず、対象者グループの事業、財務状態、業績若しくは今後の見通しに重大な悪影響を及ぼし得る事態が生じていないこと（本両公開買付けに係る撤回事由が生じていないことを含みます。）をいいます。

## 1. 買付け等の目的等

### （1）本両公開買付けの概要

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主（2023年3月31日現在）である加藤久統氏（所有株式数：911,308株（注1）、所有割合（注2）：23.98%、以下「加藤氏」又は「応募合意株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：911,308

株、所有割合：23.98%、以下「本応募株式」といいます。)について第1回公開買付けに応募する旨、及び対象者の第2位の株主(2023年3月31日現在)であり、応募合意株主の資産管理会社である株式会社 Anela(所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「本応募合意株主」といい、応募合意株主及び本応募合意株主を個別に又は総称して「本合意株主」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全て(所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「本応募株式」といいます。)について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約(以下「本契約」といいます。)を締結するとともに、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権(6,530個)(注3)を対象とする第1回公開買付けを実施することを決定いたしました。本契約の概要については、下記「(8)本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本契約」をご参照ください。

(注1) 応募合意株主は、2024年2月29日現在、対象者の役員持株会(以下「対象者役員持株会」といいます。)を通じて対象者株式(908株。小数点以下を切り捨てております。以下応募合意株主の所有株式数の記載において同じです。)を間接的に所有しておりますが、第1回公開買付けの開始までの間に対象者役員持株会を退会する予定であり、当該対象者役員持株会を通じた所有株式についても第1回公開買付けに応募される見込みであることから、所有株式数には、2024年2月29日現在、応募合意株主が対象者役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式数(908株)を含めています。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2023年8月14日に提出した第21期第3四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,780,800株)から、対象者が2023年8月14日に公表した「2023年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(52株)を控除した数(3,780,748株)に、対象者から報告を受けた、①2023年6月30日以降に行使された2018年9月29日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。なお、第1回新株予約権については、その全て行使がされており、2024年2月29日現在存在していません。)9個の目的となる対象者株式数(2,700株)及び②2023年12月31日現在残存しかつ2024年2月29日現在行使可能である第2回新株予約権(880個。下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「①第1回公開買付けにおける買付け等の価格」の「イ 新株予約権」において定義します。以下同じです。)の目的となる対象者株式数(17,600株)を加算した数(3,801,048株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。)をいいます。なお、対象者から報告を受けた2023年12月31日現在残存する第4回新株予約権(下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「①第1回公開買付けにおける買付け等の価格」の「イ 新株予約権」において定義します。以下同じです。)は5,650個であり、その目的となる株式数は56,500株ですが、第4回新株予約権は、権利行使期間が2024年12月24日から2029年12月23日までに設定されており、公開買付者は、第1回公開買付けに係る買付け等の期間(以下「第1回公開買付期間」といいます。)中に第4回新株予約権が行使され対象者株式が第4回新株予約権の所有者に対して発行又は移転されることを想定していないため、第4回新株予約権の目的となる株式数(56,500株)は潜在株式勘案後株式総数に加算していません。但し、2024年2月29日以後の変動等のために、第1回公開買付けの開始時において入手可能な最新の情報に基づいて計算される所有割合が上記の数字と異なる可能性があります。以下同じです。

(注3) 第1回公開買付けの対象となる本新株予約権(6,530個)の内訳は、下表のとおりです。

新株予約権の名称	残存する個数 (2023年12月31日現在)	目的となる対象者株式の数
第2回新株予約権	880 個	17,600 株
第4回新株予約権	5,650 個	56,500 株

また、公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主との間で経営委任契約（以下「本経営委任契約」といいます。）を締結しております。本経営委任契約の概要については、下記「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本経営委任契約」をご参照ください。

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式及び本新株予約権を所有しておりませんが、第1回公開買付けの開始までの間に、対象者の株主名簿の閲覧請求等の対象者の株主としての権利行使の可能性を確保する観点から、100株（所有割合：0.00%）を取得する予定です。

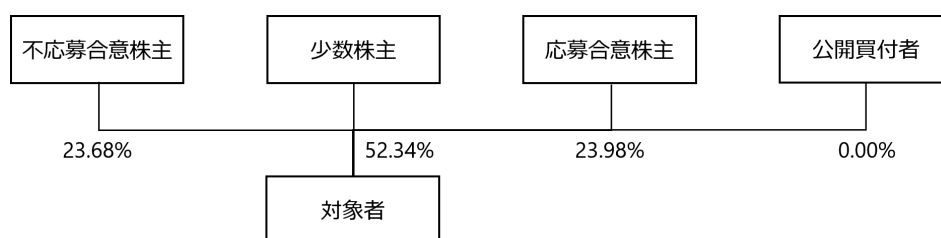
本取引は、①公開買付者による、本応募株式を取得することを主たる目的とした公開買付け（以下「第1回公開買付け」といいます。）、②第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に行う、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付者による公開買付け（以下「第2回公開買付け」といいます。）、③第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本応募合意株主のみとするために対象者が行う本株式併合（下記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）、④本両公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として対象者によって実施される本応募株式を対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。なお、対象者による本応募株式の取得価格（本株式併合前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）の算出においては、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人である応募合意株主について、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本応募合意株主が第1回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第1回公開買付け価格」といいます。）で第1回公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額と同等となる金額としています。）に必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保することが必要となる場合における(a)公開買付者による対象者に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資によることを予定しています。以下「本資金提供」といいます。）並びに(b)対象者による会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。（注4））、⑤本自己株式取得から構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しています。なお、公開買付者は、本取引を通して公開買付者が資金を支出又は提供する必要がある場合には、いずれも公開買付者の自己資金を原資として実施することを想定しております。

（注4）本減資等においては、対象者は、減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替える予定とのことです。

なお、本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

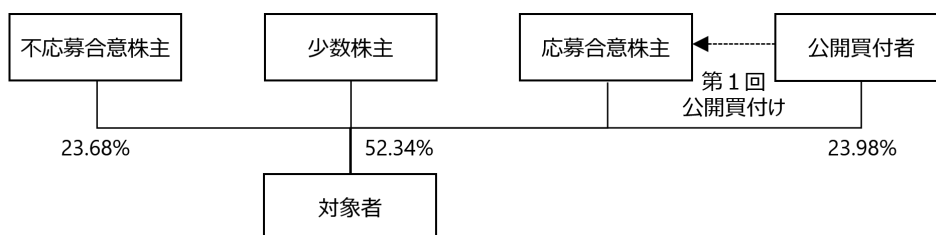
### I. 本両公開買付けの実施前

対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び2024年2月29日現在行使することができない第4回新株予約権を除きます。）を、応募合意株主が911,308株（所有割合：23.98%）、不応募合意株主が900,000株（所有割合：23.68%）、少数株主が残りの1,972,140株（所有割合：51.88%）及び第2回新株予約権880個（第2回新株予約権の目的である対象者株式数17,600株（所有割合：0.46%））を所有。



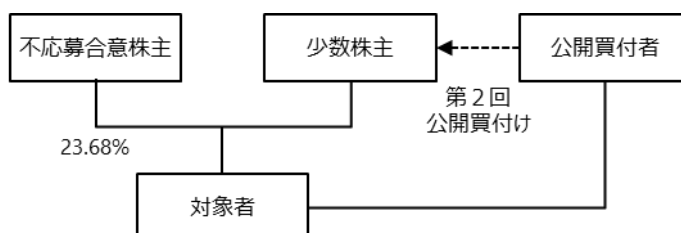
### II. 第1回公開買付け

公開買付者は、本応募株式の全てを取得することを主たる目的として第1回公開買付け（第1回公開買付け価格は722円、第1回公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第1回新株予約権買付け価格」といいます。）は1円。）を実施予定。



### III. 第2回公開買付け

公開買付者は、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を取得することを目的として第2回公開買付け（第2回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第2回公開買付け価格」といいます。）は850円、第2回公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第2回新株予約権買付け価格」といいます。）は1円、第1回新株予約権買付け価格と総称して、以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）は1円。）を実施予定。

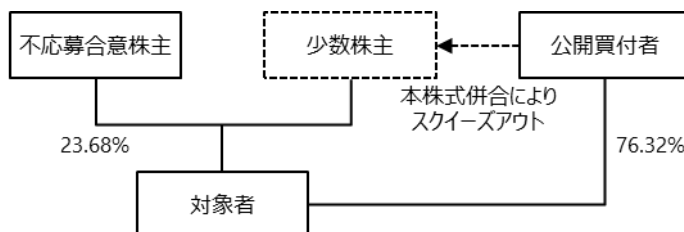


### IV. 第2回公開買付けの決済後

- ① 本株式併合

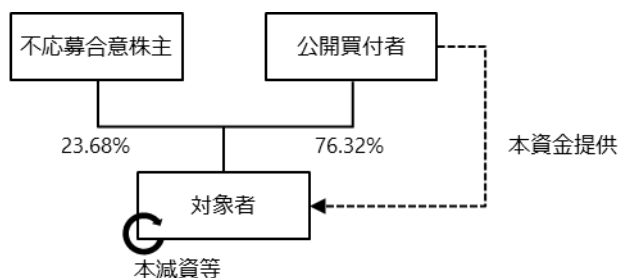


公開買付者は、本両公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本両公開買付けの成立後、対象者に対して、本株式併合の手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための本スキーズアウト手続（以下で定義します。）を実施予定。なお、本株式併合については、2024年9月頃に効力発生を迎えるスケジュールとすることを予定しております。



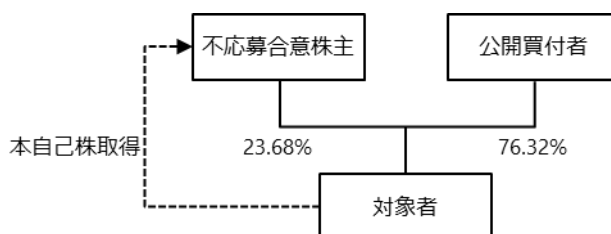
② 本資金提供及び本減資等

本株式併合の効力発生後に、公開買付者及び対象者は、本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を実施予定。



③ 本自己株式取得

本株式併合の効力発生後に、公開買付者は対象者に対して、本不応募株式を取得する本自己株式取得の実施を要請する予定であり、対象者は公開買付者の要請に基づき、本自己株式取得（本自己株式取得価格は683円）を実施予定。



④ 本取引後

公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を完全子会社化。



本取引の第一段階である第1回公開買付けにおいては、本応募株式を取得することを主たる目的としているため、買付予定数の下限を本応募株式と同数の911,308株（所有割合：23.98%）と設定しております。そのため、第1回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（911,308株）に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本取引は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、第1回公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりません。そのため、第1回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限（911,308株）以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、本取引においては、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、本応募株式について、本不応募株式とは異なり、自己株式取得の方法によることなく第1回公開買付けにより取得することとしています。これは、個人株主が所有する対象者株式については、対象者が自己株式取得により取得する場合と公開買付者が公開買付けにより取得した場合とでは後者の方が個人株主の税引後手取額が大きくなることから、加藤氏が享受する税務メリットを活かすことにより第1回公開買付価格を本自己株式取得価格よりも低廉な金額に抑えられる結果、当該低減分を第2回公開買付価格に上乘せすることができ、これにより少数株主の皆様が得られる利益を最大化することができることによるものです。

公開買付者は、第1回公開買付けの成立後、本取引の第二段階である第2回公開買付けの実施を予定しておりますが、公開買付者としては、①第1回公開買付けにより応募合意株主の所有株式（所有割合：23.98%）を取得した後、第2回公開買付けが不成立となることにより、所有割合にして約24%となる対象者株式のみを所有する状態となることは望ましくなく、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引を完了させるためには、第2回公開買付けに応募された対象者株式の全てを取得するべきであると考えていること、また、②第2回公開買付けに買付予定数の下限を設定すると、第2回公開買付けの成立が不確実となること、本両公開買付けは実質的に一体の取引であり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様には、第1回公開買付けに続けて第2回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、又はいずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくことになることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供するべきであると考えていることから、第2回公開買付けには買付予定数の下限を設定しない予定です。また、本取引は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、第2回公開買付けには買付予定数の上限も設定しない予定です。

なお、公開買付者は、第2回公開買付けに下限を付さなかったとしても、本両公開買付けの成立後に公開買付者が所有する対象者株式及び本不応募株式を合わせると、少なくとも所有割合にして約47.69%の対象者株式について本臨時株主総会（下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）における本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使がなされることが確実であることから、過去5年間における対象者の定時株主総会における議決権行使比率

(注5)を踏まえると、当該議案の可決は可能と考えております。もともと、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性があります。しかし、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。なお、公開買付者は、当該追加取得実施時点での対象者株式の市場株価を考慮して決定する価格（但し、当該価格は、第2回公開買付価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付価格と同額）とします。）にて、対象者株式を追加取得することを想定しておりますが、現時点において決定している事項はありません。

(注5)公表情報に基づき算出した過去5年間の対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であるところ、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、本株式併合に係る議案の特別決議に必要な議決権割合は約46.02%となります。

公開買付者は、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を非公開化することを目的としているため、本両公開買付けによって公開買付者が当該対象者株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本取引の第三段階として、第2回公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。本スクイーズアウト手続の詳細については、下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を実施する予定です。

さらに、公開買付者は、本取引の第四段階として、本株式併合後に、不応募合意株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることから、このような不応募合意株主が享受する税務メリットを活かし、対象者の少数株主の皆様の利益を最大化させることを目的として、第2回公開買付価格を高い価格（850円）、本自己株式取得価格を低い価格（683円）に設定した本自己株式取得を実施する予定です。具体的には、不応募合意株主が、第2回公開買付価格よりも低い価格である第1回公開買付価格（第1回公開買付価格の決定に至る経緯、第2回公開買付価格の決定に至る経緯、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なる理由等については、下記「(3)第1回公開買付価格の決定」、「(4)第2回公開買付けに関する事項」の「③第2回公開買付価格の決定」及び「④第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なる理由」、並びに「2.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。）にて第1回公開買付けに応じた場合の税引き後手取り額として計算される金額が、不応募合意株主が本自己株式取得により本自己株式取得に応じた場合に得られる手取り金額と同等となる価格（683円）を設定する予定です。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、下記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本両公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があり、また、本両公開買付けに係る決済時点では当該基準に該当しない場合でも、本両公開買付けの成立後に、下記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実施することとなった場合には、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

また、対象者が本日公表した「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、現時点における対象者の意見として、①第1回公開買付けが開始された場合には、(i) 第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、(ii) 第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議するとともに、②公開買付者によれば、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第1回公開買付け価格（722円）よりも高い価格（850円）での第2回公開買付けを実施する予定であるとのことであるため、本日時点における対象者の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。

なお、対象者によれば、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。また、上記取締役会において、第1回公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年2月29日付で対象者取締役会に対して提出した本答申書（下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、第1回公開買付けが開始される時点で、改めて第1回公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。対象者の意見の詳細については、対象者プレスリリースをご参照ください。

なお、上記対象者の取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認」をご参照ください。

- (2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

① 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1950年に石油販売店として愛知県津島市で創業いたしました。1961年に長距離トラックをターゲットとした日本初のトラックステーションをオープンして以降、国内の主要幹線道路を中心に大型トラックが利用しやすいガソリンスタンドを展開し、北海道から九州までを結ぶサービスステーションネットワークを構築してまいりました。トラックドライバーにとって、「道のあるところに宇佐美がある」を具現化するため、ドライバーの声に耳を傾け、お客様からの要望に応え店舗展開を図ることにより、現在では日本の物流を支える企業の一つとして、2023年10月現在、489ヶ所の直営店舗網をつくり上げるまでに成長を遂げてまいりました。

公開買付者は、公開買付者グループ（公開買付者及びその子会社28社（2024年1月31日現在）から成る企業グループ。以下同じです。）を構成しており、サービスステーションの運営を基盤として、燃料の直送販売やカーライフ事業等を展開しております。

公開買付者グループは、「常に前進 挑戦 実行」という信条のもと、「私たちはお客様を常に考え創意工夫と和を持ってどこにも誇れる文化を創り、地域と共に歩み、会社の発展と真に明るい豊かな生活の実現のために情熱と勇気と希望をもって邁進する。」という基本理念に則り、創業100年企業を目指しております。昨今では、自然災害発生時の大規模停電や通信障害等、緊急事態における社会インフラの復旧支援（BCP）活動においては、燃料供給を絶やさないことへの重要性を認識し、公開買付者グループとしても過去の大規模災害等（阪神淡路大震災・東日本大震災・北海道胆振東部地震等）の経験から、公開買付者グループ内に配送事業グループを形成し、機動性の高い燃料配送事業を拡大することで、持続可能な社会へ貢献できる企業へと事業領域の拡大を図っております。

公開買付者が属する石油業界では、燃料油の国内需要は長期的には、自動車の低燃費化や電気自動車（EV）などの次世代自動車の普及により漸減することが見込まれると考えております。また、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速することで、事業環境はさらに厳しさを増す可能性があることを認識しております。公開買付者は、このような公開買付者を取り巻く環境が変化する中においても持続的な成長を目指すため、全国に展開するサービスステーションのポテンシャルを活かして「ライフトータルサポーター」としての位置づけを確立するとともに、お客様のカーライフに必要な全てのサービスを提供できるように、車検・修理・カー用品販売等のカーライフ事業にも注力し、事業ポートフォリオの強化を図る必要があると考えておりました。加えて、カーライフ事業を足掛かりに周辺分野への進出を推し進め、現在の主力事業である燃料供給事業のみに左右されない強固な事業ポートフォリオを構築することで、脱炭素社会に向けた動きに対応し、持続可能な社会の実現に貢献することが必須であると認識しておりました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2002年8月に創業店であるグッドスピード春日井SUV専門店（2023年9月末に閉店）を愛知県春日井市にオープンし、2003年2月に、中古車販売を目的に資本金300万円で有限会社グッドスピードを設立（2006年7月、株式会社グッドスピードへ商号変更）し、2019年4月に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したとのことです。現在は、2022年4月における東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所グロース市場に移行しているとのことです。2024年3月1日現在、対象者のグループは、対象者、連結子会社1社（以下「対象者グループ」といいます。）により構成されており、「SUV・4WD」の販売から車検・整備・钣金塗装といったアフターサポートもカバーし、カーライフのトータルサポート企業として事業拡大を進め、以下の事業を展開しているとのことです。

- (ア) 新車・中古車事業
- (イ) 買取事業
- (ウ) 整備・钣金・ガソリンスタンド事業
- (エ) 保険代理店事業
- (オ) レンタカー事業

対象者グループを取り巻く中古車業界は、世界的な半導体不足と新型コロナウイルス感染症の流行によるロックダウンの影響で生産工場が稼働停止したことなどによる新車販売減少の影響を受け、中古車の流通量の縮小や中古車相場の高騰を引き起こしたとのことです。足元では新車販売台数は回復傾向にあるとのことです。慢性的な中古車流通の流通量不足は依然として継続しているとのことです。このような経営環境の下、対象者グループは、経営店舗数の拡大、カーライフサポートの拡充、来客数の増加、顧客当たりの単価の維持・拡大、組織体制の強化等の施策を進めているとのことです。対象者の四輪中古車小売販売台数については、2023年9月期は新規出店による店舗数の拡大により前年を上回りましたが、2024年9月期においては、運転資金の調達が困難になったことから商品在庫が減少したことにより、前年を若干下回って推移しているとのことです。中古車業界は小規模店が多数乱立する状態ではありますが、今後ますます競争激化が進むことが予想され、また大手企業の寡占化が進んでいくと見込んでいるとのことです。そのような業界環境下で、対象者が事業拡大を継続していくためには、既存事業を成長させる一方で、現在行っている対象者事業内容に親和性のある事業展開を行っている企業、具体的には顧客基盤を持ち、自動車販売店やアフターサービスを提供する事業会社等との業務提携やM&A等様々な可能性を追求し、強固な車両販売ネットワークを拡大できる体制を整え、業容の更なる拡大を実現していく方針とのことです。これらの施策を実行し、持続的な企業価値の向上を実現するためには、急速な店舗展開及び顧客への小売販売におけるシェア拡大並びにアフターサービス拠点の拡充が必要不可欠であるものと認識しているとのことです。

このような状況の中、公開買付者は、2023年12月上旬に、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）より、対象者を公開買付け等の手法により公開買付者の完全子会社とすることで、公開買付者及び対象者の更なる成長を実現させる提案を受けたことから、2023年12月上旬より対象者株式の取得の是非について、公開情報及び独自の分析により検討を開始いたしました。その結果、公開買付者は、対象者が（i）特に東海エリアにおいて中古車販売の販売網を構築しており、整備・修理・保険などの付帯サービスをセットとしてお客様に提供することを強みとしていること、及び（ii）対象者の基幹事業である中古車販売そのものがリユースのため社会貢献性が高いこと等から、2023年12月下旬、上記のような対象者の企業価値向上の取組みは、公開買付者の上述した取組みと方向性を一にするものであり、対象者単独ではなく、公開買付者グループと対象者グループが協力して、両グループの各社での経営資源の最適配分と相互協力を行うことで、より一層、各社の取組みを加速させることができると考えるに至りました。

具体的には、本取引により、以下の（i）乃至（iii）を含むシナジーを発現させ、公開買付者及び対象者の成長戦略の実現に向けた取組みを加速することができれば、公開買付者グループ及び対象者グループ各社の企業価値の最大化に資するものと考えました。

なお、大和証券は、対象者への日々の営業活動を通じて、対象者株式の非公開化を含む資本政策に関するニーズ及び対象者が本プロセス（下記「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）を実施している旨を対象者よりヒアリングしており、対象者の企業価値

向上に対し支援を見込むことができる5社程度の事業会社に対して、対象者株式の買収に関して打診を行ってございました（詳細については、下記「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください）。

公開買付者が本取引により期待する具体的なシナジーは、以下のとおりです。

(i) 公開買付者グループが保有する不動産情報や店舗網及び M&A に関するリソースを用いた車両販売ネットワークの拡大

公開買付者は、対象者グループの持続的な成長のためには、新規出店を加速させ中古車販売台数を拡大させることで、中古車販売業界におけるシェアを獲得していくことが必要であると考えております。公開買付者は、上記課題を解決する手段として、公開買付者グループがこれまでに事業を全国展開する中で蓄積してきた各地域に関する不動産情報等の知見を対象者の新規出店に活用すること、公開買付者グループが展開する全国489ヶ所の直営店舗（2023年10月現在）において対象者が中古車を販売できる体制を整えること、及び公開買付者が2021年1月から2023年12月までの3年間で実施した13件のM&Aにより培ってきたリソース・ノウハウを活用したロールアップの実施により店舗数を増加させることが有用であると認識しており、当該施策を実施することで対象者の商圏エリアや販売機会の拡大が見込めると考えております。

(ii) 両社の連携による自動車向けソリューション（車検を含む整備、カー用品の販売、給油、清掃等）のワンストップでの提供

公開買付者グループは、燃料油の国内需要が漸減していく中で、車検・修理・カー用品販売等のカーライフ事業にも注力し事業ポートフォリオを強化する必要があると考えておりました。公開買付者は、本取引を通じて、対象者が培った整備・修理・保険などの附帯サービスに関するノウハウ等を活用することで、「ライフトータルサポーター」としてお客様のあらゆるニーズに対応できるようになると考えております。

(iii) 公開買付者グループを通じた金融機関からの資金調達拡大

公開買付者は、対象者グループの収益拡大のためには、在庫台数を増やすことで販売機会をより多く獲得すること等の対応が必要であると考えているところ、対象者グループ単独での資金調達力には限界があることから、本取引を通じて対象者グループが公開買付者グループの一員となり、公開買付者グループの金融機関との関係を活用することができる体制を構築することで、在庫台数及び販売機会の増加による収益拡大が見込まれると考えております。

上記背景、目的、期待するシナジーを念頭に、公開買付者は、両社のより一層の企業価値向上を実現するためには、対象者の株主を公開買付者のみとすることで、対象者との連携をさらに深め、経営資源の最適配分と相互協力を行うことが必要であると判断いたしました。

そこで、2023年12月下旬、公開買付者は、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券を、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始するとともに、2024年1月16日、対象者に対し、公開買付者を通じた金融機関からの資金調達の拡大による資金

面での支援を行う意向を含む、本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等を記載した意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。

本意向表明書の提出を受けて、対象者は、下記「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始するとともに、2024年1月25日開催の取締役会決議により、本特別委員会を設置したとのことです。なお、特別委員会設置の詳細については、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

その上で、公開買付者と対象者は、2024年1月中旬以降、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

公開買付者は、本両公開買付けの実現可能性の精査のため、2024年1月下旬から2024年2月下旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、これと並行して、対象者及び本特別委員会との間で、本取引の意義・目的や、本取引によって発現が見込まれるシナジー、本取引のスキーム並びに第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格に関して複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。

具体的には、公開買付者は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報を勘案し、対象者に対して、2024年2月15日に、(i) 第1回公開買付前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、本応募株式を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、(ii) 第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、公開買付者が対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、(iii) 第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本応募合意株主のみとするために本株式併合を行うこと、(iv) 本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要となる資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を行うこと、(v) 本株式併合の効力発生後に、本応募株式を取得することを目的として本自己株式取得を行うこと、(vi) 第2回公開買付価格を740円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム及びディスカウントの数値（%）について同じです。）を加えた金額）とし、本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の提案（以下「第1回提案」といいます。）を行いました。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より、(i) 本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び(ii) 第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定し



ないことにより、結果的に完全子会社化することができなかつた場合の想定について質問を受けるとともに、(iii) 第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年2月21日、対象者に対して、(i) 本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに(ii) 第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定である旨を回答するとともに、(iii) 第2回公開買付価格を745円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第2回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月22日、本特別委員会より、(i) 第2回公開買付けの成立後、上場維持基準に適合しない状態となった場合の想定について質問を受けるとともに、(ii) 第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

その後、公開買付者は、2024年2月26日、対象者に対して、(i) 第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨を回答するとともに、(ii) 第2回公開買付価格を750円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第3回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月26日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

その後、公開買付者は、2024年2月28日、対象者に対して、第2回公開買付価格を850円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値780円に対して8.97%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第4回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月28日付で、本特別委員会より、第4回提案には特段異存がない旨回答を受けました。

また、公開買付者は、2024年1月下旬、本合意株主に対して対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引に係る検討を要請し、本契約締結に向けた協議を開始しました。当該協議の結果、公開買付者は、

2024年1月25日、本合意株主との間で、本合意株主が公開買付者に対して、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引について独占交渉権を付与すること等を内容とする基本合意書を締結いたしました。

その後、公開買付者は、2024年1月下旬から2024年2月下旬まで実施した、対象者に対するビジネス、財務会計、税務及び法務の各分野に関するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本合意株主との間で協議を重ねた結果、2024年2月9日、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を、対象者株式の市場株価に5%のプレミアムを付した金額とする方針について合意しました（なお、同日時点では、プレミアムの算出の基準とする市場株価の時点は合意していません。）。その後、2024年2月27日に、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格は、(i) 2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値に対して5%のプレミアムを加えた金額とすること、及び、(ii) (i)の金額が、上記方針を合意した2024年2月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値688円に対して5%のプレミアムを加えた金額である722円（小数点以下切り捨て）よりも高い場合は、722円とすることを合意いたしました。そして、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値808円に対して5%のプレミアムを加えた金額が848円（小数点以下切り捨て）であったことから、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。

以上の検討及び交渉の結果、公開買付者は、2024年2月29日、第1回公開買付価格を722円、第1回新株予約権買付価格を1円、第2回公開買付価格を850円、第2回新株予約権買付価格を1円とすることとし、第1回公開買付前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、対象者株式及び本新株予約権を第1回公開買付けにより取得することを決定いたしました。

また、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月29日付で本契約を締結いたしました。本契約の概要については、下記「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本契約」をご参照ください。

## ② 対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が公表した2023年8月24日付「過去の保険金請求に関する自主調査の経過報告ならびにお客様専用相談窓口設置のお知らせ」及び2023年10月20日付「過去の保険金請求に関する社内調査委員会による調査報告のお知らせ」に記載のとおり、対象者の過去の保険金請求に関し、再協定が必要な案件及び調査委員会により不適切疑義案件と判断される事例が存在していたことが判明したとのことです。また、対象者が公表した2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、第三者調査委員会による調査を実施した結果、車両売上の前倒し計上並びに钣金・塗装売上の後倒し計上等が行われていたことが判明したとのことです。これらの疑義発生及び調査結果の内容により、2023年9月上旬より対象者に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた対象者の成長戦略の遂行が困難になったとのことです。

こうした状況の中で、対象者は、対象者が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画いただき、対象者及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいこと、またそのスポンサーは、対象者が新しいエリアへ新規出店を進めるにあたっては、全国に拠点を有して高い知名度を保持し、カーライフ関連で事業上密接な接点を有した企業が望ましいと判断したとのことです。

そこで、対象者は、2023年12月上旬、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして選任の上、上記のような対象者のスポンサーになり得る潜在的な候補先を探す観点から、みずほ銀行を通じて、事業会社等10社程度に対し、対象者に対する出資その他の対象者に係る資本政策（対象者株式の非公開化を含みます。）に係る検討を依頼（以下「本プロセス」といいます。）したとのことです。

そのような状況下、上記「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2024年1月16日に、公開買付者より、本意向表明書を受領したとのことです。なお、公開買付者は、当初本プロセスにおける検討依頼先には含まれておりませんでした。2023年12月上旬、対象者が大和証券に対して本プロセスを実施している旨を伝達していたことから、2023年12月中旬に大和証券から応募合意株主に連絡があり、公開買付者が対象者のスポンサーになることについて関心があることを伝えたことから、2023年12月下旬に、対象者、みずほ銀行及び大和証券間で面談を実施し、その結果、2024年1月初旬に、公開買付者が本プロセスに参加することとなったとのことです。その後、みずほ銀行から大和証券に対して、公開買付者の意向表明書の提出を要請した結果、2024年1月16日に対象者は公開買付者から本意向表明書を受領したとのことです。対象者は、本意向表明書の提出を受けた時点において、本プロセス内において、各候補先からの具体的な提案が出ていない状況であり、公開買付者からの本意向表明書に係る提案内容が、その時点において最も実現性の高いものであったことを踏まえ、公開買付者との間の本取引について、本格的に検討を開始することとしたとのことです。

そこで、対象者は、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本両公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立したみずほ銀行を引き続き対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして起用することとし、また、2024年1月下旬に、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、2024年2月上旬に公開買付者、対象者及び本合意株主から独立した第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）をそれぞれ選任し、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。なお、対象者はみずほ銀行からの借入れを行っておりますが、みずほ銀行より、対象者に対する財務上の助言を行う部署と対象者に対する貸付けを担当する部署との間で適切な情報遮断措置がなされている旨の説明を受けていることから、みずほ銀行について、対象者からの独立性に問題がないものと判断しているとのことです。

さらに、対象者は、2024年1月25日開催の取締役会決議により、本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保する目的として、公開買付者、対象者及び本合意株主並びに本取引の成否のいずれからも独立した、対象者の社外取締役3名及び外部専門家1名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相

反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を設置することを決議したとのことです。また、本特別委員会は、公開買付者、対象者及び本合意株主からの独立性並びに専門性に問題がないことを確認の上、対象者がファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ銀行を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、第三者算定機関としてブルータスを選任することをそれぞれ承認したとのことです。そして、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(v) 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、対象者は本取引に係る検討体制を構築の上、2024年1月26日に本特別委員会の承認を得ているとのことです。上記体制の下、対象者は、本取引の是非及び取引条件の妥当性について、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言並びに本特別委員会での審議内容を踏まえながら慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者は、第2回公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について、本特別委員会からの交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びみずほ銀行の助言を受けながら、2024年2月中旬から2月下旬まで、公開買付者との間で、複数回にわたる協議・検討を重ねたとのことです。具体的には、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報（対象者が現段階で想定している過年度決算の修正内容を含みます。）を勘案し、対象者に対して、2024年2月15日に、(i) 第1回公開買付前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、本応募株式を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、(ii) 第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、公開買付者が対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、(iii) 第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本応募合意株主のみとするために本株式併合を行うこと、(iv) 本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を行うこと、(v) 本株式併合の効力発生後に、本応募株式を取得することを目的として本自己株式取得を行うこと、(vi) 第2回公開買付価格を740円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアムを加えた金額）とし、本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案があったとのことです。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より公開買付者に対し、(i) 本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び(ii) 第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことにより、結果的に完全子会社化することができなかった場合の想定について質問を行うとともに、(iii) 第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。これ

を受けて、公開買付者より、2024年2月21日、対象者に対して、(i) 本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに(ii) 第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定である旨の回答を受領するとともに、(iii) 第2回公開買付価格を745円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第2回提案を受領したとのことです。これに対し、2024年2月22日、本特別委員会より公開買付者に対し、(i) 第2回公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しないことにより、第2回公開買付け成立後に上場維持基準に適合しない状態となった場合の対応について質問を行うとともに、(ii) 第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年2月26日、対象者に対して、(i) 第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があり、結果的に上場維持基準に適合しない状態となる可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨の回答を受領するとともに、(ii) 第2回公開買付価格を750円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第3回提案があったとのことです。これに対し、2024年2月26日、本特別委員会より公開買付者に対し、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年2月28日、対象者に対して、第2回公開買付価格を850円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値780円に対して8.97%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第4回提案があり、本特別委員会がこれを応諾したとのことです。これにより、同日、第2回公開買付価格を850円とし、第2回新株予約権買付価格を1円とし、本自己株式取得価格を683円とすることについて、公開買付者及び対象者間で合意されたとのことです。

また、対象者は、第三者算定機関であるプルータスから2024年2月29日付で取得した株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。対象者株式価値算定書の概要については、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)の提出を、本特別委員会から2024年2月29日付で答申書(以下「本答申書」とい

ます。本答申書の概要については、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)の提出をそれぞれ受けたとのことです。その上で、対象者は、2024年3月1日開催の取締役会において、プルータスから2024年2月29日付で取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、第2回公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の理由から、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

すなわち、(i) 新たな資金調達が可能となること、(ii) 主に事業基盤の拡充が喫緊の課題であり、公開買付者グループが有する資金力や人材、ガソリンスタンドなどの店舗インフラと事業ノウハウの活用を通して、その課題である組織力強化が期待できること、(iii) 公開買付者の取引ネットワークを駆使して課題解決を実現することで、お客様・対象者・公開買付者相互の事業成長・企業価値向上にも繋がること、(iv) 短期的には店舗展開及び顧客への小売販売におけるシェア拡大並びにアフターサービス拠点の拡充に向けた投資等が先行することにより収益が悪化すると見込まれたとしても、中長期的な視点に基づく先行投資等及び新たな事業機会の拡大を含む機動的な事業改革施策の立案及び実行が経営課題の一つであると認識した上で、当該施策の実施に向けた対応を求められている状況であること、(v) 本取引を通じて対象者株式を非公開化することにより、現在対象者が負担しているいわゆる上場維持コストを削減することが可能になり、この削減したコストを将来に向けた投資等に充当することにより、長期的な視点で対象者の企業価値向上を図ることが可能であることなどから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられるとのことですが、エクイティ・ファイナンスによる資金調達については、公開買付者による信用補完により金融借入による資金調達の拡大を期待できることに鑑みると、影響は極めて軽微であり、また、知名度や社会的信用についても、2019年の新規上場以降、対象者株式が上場していることにより既存店舗の営業成績に与える影響は軽微であると認識しているため、本取引によって対象者が上場廃止に至ることによる特段の影響はなく、かつ、公開買付者の傘下に入ることで、公開買付者グループが有する知名度や社会的信用も得られることからすれば、対象者における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的と考えているとのことです。

また、第1回公開買付けについては、第1回公開買付前提条件が付されておりますが、対象者は、その内容は特別に充足が困難と思われる条件が付されているわけではないと考えているとのことであり、かつ、公開買付者からも第1回公開買付前提条件のうち充足が困難であると考えている事項は存在しない旨の説明を受けていることから、公開買付者による第1回公開買付けの実施可能性は相応に存在するものと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点を考慮した結果、第2回公開買付価格である850円は、対象者の少数株主の皆様にとって不利益ではないと考えられ、また、対象者の少数株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (i) 第2回公開買付価格が、対象者において、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本両公開買付けを含む本取引の公正性（第2回公開買付価格の公正性の担保を含みます。）を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。
- (ii) 第2回公開買付価格が、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のプルータスによる対象者株式の価値算定結果のうち、DCF法による算定との関係において、算定レンジ（0円～1,091円）の中央値（545円（小数点以下切り捨て））を上回る価格となっていること。
- (iii) 第2回公開買付価格が、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、本取引の手続の公正性、本取引の取引条件の妥当性、また対象者取締役会における本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかといった点について検討した結果、妥当であると認められると判断されていること。
- (iv) 第2回公開買付価格が、本取引についての公表日の前営業日である2024年2月29日の対象者株式の東京証券取引所グロース市場における終値831円に対して2.29%、過去1ヶ月間（2024年1月30日から2024年2月29日まで）の終値単純平均値707円に対して20.23%、過去3ヶ月間（2023年11月30日から2024年2月29日まで）の終値単純平均値767円に対して10.82%、過去6ヶ月間（2023年8月30日から2024年2月29日まで）の終値単純平均値798円に対して6.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっているが、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv) 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「②理由及び検討概要」の「(iii) 「本取引の条件の妥当性が確保されているか」について」に記載のとおり、主たる評価手法はDCF法であり、第2回公開買付価格について、市場株価法は参考情報として示すにとどめることとしていることから、市場株価に対するプレミアムの有無及びその率を必ずしも最重要視しなければならない訳ではないと考えていること。また、本第三者算定機関から過去の類似事例におけるプレミアム率の水準や平均値等は特段取り付けていないこと。
- (v) 下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の各措置を講じる等、対象者の少数株主に対して配慮がなされていること。なお、第1回公開買付価格は、公開買付者と本合意株主との交渉により両方で合意したものであり、公開買付者は、応募合意株主との間で、第1回公開買付けが実施された場合、本応募株式の全てについて第1回公開買付けに応募する旨の本契約を締結しているところ、第1回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、1株当たり722円（本取引に係る公表日の前営業日である2024年2月29日の対象者株式の終値831円に対して13.12%のディスカウント、同日を基準日とした過去1ヶ月間の終値の単純平均値707円に対して2.12%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値の単純平均値767円に対して5.87%のディスカウント、過去6ヶ月間の終値の単純平均値798円に対して9.52%のディスカウント）であり、第1回公開買付けについては、応募合意株

主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないため、対象者として価格の妥当性について判断していないとのことです。

- (vi) 第2回公開買付けに下限を設定すると第2回公開買付けの成立が不確実となるため、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供する観点から、第2回公開買付けに下限が設定されていないため、本両公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者株式の議決権数が対象者の総議決権の3分の2を下回る可能性があるものの、その場合であっても公開買付者は本スクイーズアウト手続を実行する方針であること。なお、過去5年間における対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であり、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、約46.02%の賛成により当該議案は可決されることとなると考えられるところ、公開買付者は、第1回公開買付けに係る買付予定数の下限を911,308株（所有割合：23.98%）に設定していることから、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者の所有する対象者株式数及び（第1回公開買付け及び第2回公開買付けの成立を条件として、本契約において、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している）不応募合意株主が所有する本不応募株式数の合計は少なくとも1,811,308株（所有割合：47.65%）となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイーズアウト手続として行われる株式併合の議案が本臨時株主総会において承認される見込みも十分に認められること。また、仮に本両公開買付け成立後の対象者の株主の対象者株式の所有状況によって本スクイーズアウト手続が実施されないこととなっても、公開買付者は、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定するとのことです。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定とのことであり、最終的に対象者株式のスクイーズアウト手続が実施される可能性が相当程度認められ、かつ、公開買付者は、当該追加取得実施時点での対象者株式の市場株価を考慮して決定する価格（但し、当該価格は、第2回公開買付け価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付け価格と同額）とするとのことです。）にて、対象者株式を追加取得することを想定しているとのことであることから、本両公開買付けが二段階の公開買付けにより構成され、かつ第2回公開買付けに下限が設定されていないことを考慮しても、本両公開買付けによる強圧性の問題は生じないと考えられること。

なお、公開買付者から本意向表明書の提出を受けた時点以降、2024年2月下旬に、本プロセス内のスポンサー候補1社から、対象者株式の非公開化取引に係る初期的な提案を受領したとのことです。もっとも、当該提案は、対象者に対するデュー・ディリジェンス等の調査を実施していない状況における初期的な提案であり、同社との協議及び交渉を実施しようとした場合、相応の期間を要することが想定され、かつ、



実際に同社との間において対象者の非公開化取引を開始できるか否か、またその時期についても、本日時点で不確実及び不透明な状況であると考えているとのことです。一方で、上記の本不適切会計処理に端を発し、金融機関からの信用力の低下や一部店舗における事業の停止等を踏まえ、対象者の財務状況が急速に悪化していることに鑑みると、信用力のある企業等の傘下に入り、早急に対象者の財務状況を建て直すことが急務となっているとのことです。このような状況下において、本日時点で最も具体性及び実現可能性の高いと考えられる公開買付者との間の本取引の実施を選択することが、対象者の財務状況の悪化による企業価値の毀損を防止する観点から、最も合理的な選択肢であると判断しているとのことです。

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、決議に参加した取締役全員（加藤氏を除く4名）の一致により、現時点における対象者の意見として、①第1回公開買付けが開始された場合には、(i)第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、(ii)第1回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議するとともに、②公開買付者によれば、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第1回公開買付けよりも高い価格での第2回公開買付けを実施する予定であるため、本日時点における対象者の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。

なお、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。また、上記取締役会において、第1回公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年2月29日付で対象者取締役会に対して提出した本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、第1回公開買付けが開始される時点で、改めて第1回公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

また、本日付の当該取締役会における決議の方法については、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認」をご参照ください。

### ③ 本両公開買付け後の経営方針

公開買付者及び対象者は、上記「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーを着実に発現させるべく、両社の連携を加速させるとともに、意思決定を迅速化させ、総力を結集して取り組んでまいります。

また、下記「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本経営委任契約」に記載のとおり、公開買付者は、応募合意株主との間で本経営委任契約を締結し、対象者の代表取締役として、本不適切会計処理等により毀損された対象者の企業価値及び信用を回復できるようガバナンス体制を整備する

とともに、対象者グループの発展及び企業価値の回復・向上に寄与するために必要な施策を講じる等の職務を遂行していただくことを合意しております。その他、公開買付者は、対象者に対し、公開買付者が指名する取締役を派遣する予定ですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については2024年2月29日現在において未定であり、本取引によって対象者株式が上場廃止となった後に、対象者と協議の上、決定する方針です。なお、公開買付者は、本取引後は、対象者の従業員については原則として本取引前の地位を維持しながら、公開買付者及び対象者の企業価値向上に関する施策、シナジー効果の発揮及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築することを検討しております。なお、公開買付者は、自社の信用力をを用いた資金調達をサポート等を行うことを想定しておりますが、具体的なサポート内容は対象者と協議の上、決定する方針です。

### (3) 第1回公開買付価格の決定

第1回公開買付価格を決定するに際し、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月上旬から2024年2月28日にかけて、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者による少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付価格とは別の価格である第1回公開買付価格にて本応募株式を取得することについて応募合意株主との間で、2024年1月下旬から2024年2月下旬までの期間において対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を踏まえて、協議・交渉を行い、2024年2月9日、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を、対象者株式の市場株価に5%のプレミアムを付した金額とする方針について合意しました(なお、同日時点では、プレミアムの算出の基準とする市場株価の時点は合意していません。)。その後、2024年2月27日に、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格は、(i) 2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値に対して5%のプレミアムを加えた金額とすること、及び、(ii) (i)の金額が、上記方針を合意した2024年2月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値688円に対して5%のプレミアムを加えた金額である722円(小数点以下切り捨て)よりも高い場合は、722円とすることを合意いたしました。そして、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値808円に対して5%のプレミアムを加えた金額が848円(小数点以下切り捨て)であったことから、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。

なお、公開買付者は、第1回公開買付けでは本応募株式のみが応募されることを想定しております。そのため、公開買付者は、大和証券から第1回公開買付価格に関する株式価値算定書を取得しておりません。なお、第1回公開買付価格の決定の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

### (4) 第2回公開買付けに関する事項

#### ① 第2回公開買付けの概要

上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の第二段階として、第1回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得する

ことを目的として、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、第2回公開買付け（第2回公開買付けに係る公開買付期間（以下「第2回公開買付期間」といいます。）：20営業日（20営業日目の翌日が銀行の休日とされる日の場合は21営業日））を実施することを予定しております。第2回公開買付期間を法令上の最短期間である20営業日に設定しているのは、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が相当期間となることが予定されており、かつ、そもそも本取引においては公開買付けを2回実施する予定であり、また、第2回公開買付けは第1回公開買付けが成立した場合に限り実施されるものであるため、公開買付者としては、第2回公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は、時間的な観点においても十分に確保されていると考えているためです。なお、第2回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定いたしませんので、公開買付者は、第2回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

第2回公開買付けは、不応募合意株主以外の対象者の株主の皆様に対して、第1回公開買付価格722円に比べて128円高い価格（850円）で、対象者株式を確実に売却する機会を提供するものです。なお、第1回公開買付けが成立しなかった場合には、第2回公開買付けは実施いたしません。

## ② 二段階公開買付けを実施する理由

公開買付者は、本合意株主以外の対象者の株主の皆様から対象者株式を取得する場合、法に基づき公開買付けを実施する必要があります。上記「①第2回公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、第1回公開買付価格を第2回公開買付価格に比べて128円低くすることについて、本合意株主と合意に至ったところ、法においては、一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することは許容されておらず、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することは、実務上許容されておられません。そのため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、本応募株式を第2回公開買付価格より低い価格にて取得すること、及び第2回公開買付けにおいて、残りの対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを不応募合意株主以外の対象者の株主の皆様から第1回公開買付価格より高い価格にて取得することを目的として、二段階の公開買付けを実施することといたしました。

## ③ 第2回公開買付価格の決定

上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報を勘案し、2024年2月15日、対象者に対して、第2回公開買付価格を740円としたい旨の提案を行いました。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。これを受けて、公開買付者は、2024年2月21日、対象者に対して、第2回公開買付価格を745円としたい旨の再提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月22日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。これを受けて、公開買付者は、2024年2月26日、対象者に対して、第2回公開買付価格を750円としたい旨の再提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月26日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。これを受けて、公開買付者は、2024年2月28日、対象者に対して、第

2回公開買付価格を850円としたい旨の再提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月28日付で、本特別委員会より、当該提案には特段異存がない旨回答を受けました。

なお、公開買付者は、2024年1月下旬から2024年2月下旬までの期間において対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本両公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に考慮し、対象者及び本特別委員会との協議・交渉の結果等も踏まえ、取締役会の決議によって、第2回公開買付価格を850円とすることを決定していることから、第三者算定機関からの算定書を取得していません。また、公開買付者は、公開買付者及び対象者において、本両公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、大和証券から第2回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。第2回公開買付価格の決定の詳細につきましては、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

#### ④ 第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なる理由

公開買付者は、本取引により、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。公開買付者は、本取引を検討するにあたり、本合意株主並びに対象者及び本特別委員会それぞれとの間で対象者株式の買付け等の価格について協議・交渉いたしました。その結果、公開買付者は、応募合意株主との間で、第1回公開買付価格を722円とすることを、対象者及び本特別委員会との間で、第2回公開買付価格を850円とすることを合意いたしました。本合意株主との交渉の経緯については、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」を、対象者及び本特別委員会との交渉の経緯については、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び上記「③第2回公開買付価格の決定」をご参照ください。

第1回公開買付価格（722円）と第2回公開買付価格（850円）が異なるのは、(i) 上記のとおり公開買付者がそれぞれ別の相手方との協議・交渉を経て決められた価格であること、(ii) 本合意株主は、公開買付者が、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムを付す必要があることに鑑み、公開買付者による少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付けとは別の価格である第1回公開買付価格にて本応募株式を取得したい旨の意向に対し、本両公開買付けを成立させるためには、第2回公開買付価格を少数株主の皆様利益にかなう価格とする必要があることを理解するとともに、対象者の企業価値向上をより効果的に進めるためには対象者株式の非公開化が望ましく、本両公開買付けの成立に大株主として協力したいと強く考えたことから、本合意株主が受け取る対象者株式1株当たりの対価が対象者の少数株主の皆様が受け取る対価よりも低くなることを了解したことによるものです。

#### (5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

本両公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、本両公開買付けは、公開買付者が対象者の役員である公開買付けや公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって

対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けに該当せず、本両公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当しません。

もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が、対象者の代表取締役社長である応募合意株主及び応募合意株主の資産管理会社である不応募合意株主との間で本契約を締結していること、応募合意株主との間で本経営委任契約を締結していること、また、本両公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として実施されること等を考慮し、本取引の公正性担保につき慎重を期する観点から、以下の措置をそれぞれ講じております。

なお、公開買付者は、本両公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本両公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本両公開買付けによる対象者株式の売却を希望する対象者の一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本両公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、以下の（i）から（viii）までの措置をそれぞれ実施していることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

（i）対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「（2）本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者から提示された第2回公開買付価格を検討し、第2回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、公開買付者、本合意株主及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対象者株式の価値算定を依頼し、2024年2月29日付で、対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、ブルータスは、公開買付者、本合意株主及び対象者の関連当事者には該当せず、本両公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しないとのことです。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬及び時間制の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

なお、対象者は、公開買付者及び対象者において、本両公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、ブルータスから第2回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、本特別委員会は、ブルータスの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者の第三者算定機関として承認しているとのことです。

ブルータスは、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）方式（以下「DCF方式」又は「DCF法」といいます。）を、対象者が上場しており市場株価が存在することから市場株価法を用いて株式価値算定を行ったとのことです。なお、市場株価法については対象者の2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表されている2023年12月30日付の第三者調査委員会の調査報告書における調査対象事案が存在し、またそれを踏まえて対象者において決算情報が未公表の状況が続いており、対象者の現時点での市場株価が対象者の本源的な価値を適切に反映したものであるかについては疑義が残る状態であることから参考情報として示すにとどめることとしたとのことです。また、コストアプローチは、専ら企業の静的価値に着目する点

で、将来収益を直接又は間接的に評価するインカム・アプローチ及びマーケット・アプローチと性格を異にし、継続企業に対する原則的な評価アプローチとしては採用し得ない為、採用していないとのことです。

プルータスによる株式価値算定書作成及びその基礎となる評価分析に関する前提条件、留意事項については、下記（注）をご参照くださいとのことです。

上記各評価方法による対象者の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

DCF方式 : 0円～1,091円

(参考)市場株価法 : 707円～831円

DCF方式では、対象者が本取引のために作成した対象者の2024年9月期から2026年9月期までの事業計画（なお、下記「(5)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv)対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は当該事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしているとのことです。なお、当該事業計画については、その前提となる対象者の財務実績については、監査法人による最終監査前の暫定値であるものの、本不適切会計処理の発覚後に適切な組換が行われており、かつ、これを踏まえて特別委員会の承認を得ているとのことです。なお、その財務予測値については過年度決算訂正に加え、保険金の過大請求等による影響を踏まえた上で作成しているとのことです。また、当該事業計画の作成には利害関係を有すると整理される加藤氏は関与していないとのことです。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、本取引が成立した場合に、対象者が2024年9月期第1四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を0円から1,091円まで（中央値は545円（小数点以下切り捨て））と算定しているとのことです。

参考値として位置付けられている、市場株価法においては2024年2月29日を算定基準日とし、東京証券取引所グロース市場における対象者株式の基準日終値831円、直近1か月間の終値単純平均値707円、直近3か月間の終値単純平均値767円及び直近6か月間の終値単純平均値798円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を707円から831円までと算定しているとのことです。

プルータスがDCF方式による算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、DCF方式による算定に用いた対象者の事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。取引銀行からの新規借入による資金調達に困難となり、棚卸資産を正常な利益水準に依らずに資金化することで資金繰りしている状況にあるとのことです。そのため、計画期間において係る一過性の運転資本の減少を再び増加させ成長軌道に乗せるべく、初年度は営業損失と運転資本の大幅な増加による、フリー・キャッシュフローは大幅なマイナスが見込んでいるとのことです。具体的には、2024年9月期においては、運転資金調達の影響により、車両在庫台数が落ち込んだ月があることから、売上が大幅に減少し、対前年度比で大幅な減益となることを見込んでいるとのことです。また2025年9月期及び2026年9月期は対外信用力の強化がなされ、従来通りの資金調達がなされることを前提として事業計画を策定しており、2025年9月期は2店舗、2026年9月期は4店舗の出店を計画し、出店増加に伴う在庫台数の確保により、売上が伸長し、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでいますが、2026年9月期は出店増加に伴う運転資本及び資本的支出の増加によりフリー・キャッシュフロー

は大幅なマイナスを見込んでいるとのことです。なお、本事業計画については、本取引用に作成をしたものであり、対外的な業績予想を目的として作成したものではないとのことです。

(単位：百万円)

	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期
営業利益	▲1,033	1,705	2,305
フリー・キャッシュフロー	▲2,741	2,249	▲872

(注) プルータスは、株式価値算定に関して対象者から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータスに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではないとのことです。プルータスは対象者グループのすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。プルータスは、提供された対象者の財務予測に関する情報が、経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、対象者の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しているとのことです。プルータスの算定は2024年2月26日（参考として位置付けている市場株価法については2024年2月29日）までにプルータスが入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、プルータスの算定は、対象者が検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(ii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本両公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、公開買付者、本合意株主及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、2024年1月下旬にアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本両公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者、本合意株主及び対象者の関連当事者には該当せず、本両公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認

対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、みずほ銀行から受けた財務的見地からの助言、対象者株式価値算定書の内容、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議

の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、第1回公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び第1回公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、2024年3月1日開催の取締役会において、上記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、決議に参加した取締役全員(加藤氏を除く4名)の一致により、現時点における対象者の意見として、①第1回公開買付けが開始された場合には、(i)本取引の実施により、(a)新たな資金調達が可能となること、(b)主に事業基盤の拡充が喫緊の課題であり、公開買付者グループが有する資金力や人材、ガソリンスタンドなどの店舗インフラと事業ノウハウの活用を通して、その課題である組織力強化が期待できること、(c)公開買付者の取引ネットワークを駆使して課題解決を実現することで、お客様・対象者・公開買付者相互の事業成長・企業価値向上にも繋がること、(d)短期的には投資等が先行することにより収益が悪化すると見込まれたとしても、中長期的な視点に基づく先行投資等及び新たな事業機会の拡大を含む機動的な事業改革施策の立案及び実行が経営課題の一つであると認識した上で、当該施策の実施に向けた対応を求められている状況であること、(e)本取引を通じて対象者株式を非公開化することにより、現在対象者が負担しているいわゆる上場維持コストを削減することが可能になり、この削減したコストを将来に向けた投資等に充当することにより、長期的な視点で対象者の企業価値向上を図ることが可能であることなどと判断されたことから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、(ii)第1回公開買付け価格は公開買付者と本合意株主との交渉により両方で合意したものであり、第1回公開買付けについては、本合意株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、少数株主のために、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第1回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格として第2回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第1回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議するとともに、②公開買付者としては、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第1回公開買付け価格よりも高い価格での第2回公開買付けを実施する予定であるため、本日時点における対象者の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。

なお、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。また、上記取締役会において、第1回公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年2月29日付で対象者取締役会に対して提出した本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、第1回公開買付けが開始される時点で、改めて第1回公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。



本取引に係る対象者の取締役会決議（上記の2024年3月1日付対象者取締役会決議及び本特別委員会の設置に係る2024年1月25日付取締役会決議）に際しては、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である加藤氏は、第1回公開買付けが成立した場合にその保有する対象者株式を応募することにより対価を受領し、本自己株式取得にて加藤氏の資産管理会社である不応募合意株主が自己株式取得の対価を受領する予定であることから、本取引に関して対象者の少数株主と構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

（iv）対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2024年1月25日に開催した対象者取締役会において、対象者の独立社外取締役である桑山賢治氏、独立社外取締役である松井隆氏、及び独立社外取締役である岩本一良氏並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所から特別委員候補として紹介のあった外部専門家である高橋明人氏（弁護士・高橋・片山法律事務所）の4名から構成される本特別委員会を設置する旨を決議したとのことです。なお、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初から当該4名を選定しており、本特別委員会の委員は当初から変更していないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。対象者は、本特別委員会の委員について、いずれも公開買付者及び本合意株主からの独立性及び本取引の成否からの独立性を有することを確認しているとのことです。

対象者取締役会は、本特別委員会に対し（a）本取引の目的が合理的と認められるか（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかという点を含みます。）、（b）本取引に係る手続の公正性が確保されているか、（c）本取引の条件の妥当性が確保されているか、（d）対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、（e）対象者の取締役会が本両公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本両公開買付けへの応募を推奨することの是非について検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を委嘱したとのことです。なお、対象者取締役会は、（a）の検討に際しては、①対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続（買手の選定手続を含みます。）の公正性について検討・判断するものとするを併せて決議しているとのことです。

本特別委員会は、2024年1月29日から2024年2月29日までの間に合計11回にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行うなどして、本諮問事項に係る協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、みずほ銀行及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、本合意株主、公開買付者及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することについて承認しているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が社内構築した本取引の検討体制に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしているとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者による買手の選定手続及び経緯について、対象者役員及びみずほ銀行を通じて随時共有を受けた上で、その合理性を確認しているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が本取引のために作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしているとのことです。上記「（i）対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算

定書の取得」に記載のとおり、プルータスは、当該事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、プルータスから、実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

その他、本特別委員会は、(a) 対象者、本合意株主及び公開買付者より提出された各資料及び書類の検討、(b) 公開買付者の役職員に対する、本取引の意義・目的、本取引による企業価値向上策・シナジー、本取引のディスシナジー、本取引後の経営方針、想定取引スキーム等に関する事項のヒアリング、(c) 対象者の役職員に対する、対象者の事業の内容、外的環境、現在の経営課題、公開買付者の提案内容に対する考え方等に関する事項のヒアリングを行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者から、本合意株主及び公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年2月28日付で公開買付者との間で第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格について合意するに至るまで、複数回にわたり意見を述べるなどして、公開買付者及び対象者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

以上の経緯で、本特別委員会は、上記のとおり本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年2月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする本答申書を提出したとのことです。

#### ①結論

- (i) 本両公開買付けを含む本取引の目的が合理的と認められる（本取引が対象者の企業価値の向上に資する）と考える
- (ii) 本両公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されていると考える
- (iii) 本取引の条件（とりわけ第2回公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されていると考える
- (iv) 上記（i）乃至（iii）を踏まえると、今般対象者取締役会が予定している本取引の実施に関する決定（本両公開買付けに関する意見表明の決定を含む。）は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える
- (v) 上記（i）乃至（iv）を踏まえれば、現時点において、対象者取締役会が本両公開買付けに賛同意見を表明し、かつ第2回公開買付価格が第1回公開買付価格を上回る金額であることを前提として、対象者の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨することは相当（すなわち「是」）である（従って、対象者取締役会が、①本両公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び②本両公開買付け後に本スクイズアウト手続（現時点において株式併合の方法を用いることが予定されている。）を実施する旨を決定することは、いずれも対象者の少数株主にとって不利益なものではない）と考える

#### ②理由及び検討概要

(i)「本取引の目的が合理的と認められるか(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかという点を含む。)」について

- ・ 対象者らから説明を受けた「(a) 本取引の目的及び必要性・背景事情」、並びに「(b) 本両公開買付けを経て行われる本取引のメリット」について、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること
- ・ まず上記 (a) に関して、(i) 対象者が属する中古車業界は小規模店が多数乱立する状態であるところ、今後ますます競争激化が進むことが予想され、また大手企業の寡占化が進んでいくことが見込まれるとの点、(ii) そのような業界環境下で、対象者が事業拡大を継続していくためには、既存事業を成長させる一方で、現在行っている対象者事業の内容に親和性のある事業展開を行っている企業、具体的には顧客基盤を有する、自動車販売店やアフターサービスを提供する事業会社等との業務提携や M&A 等様々な可能性を追求し、強固な車両販売ネットワークを拡大できる体制を整え、業容の更なる拡大を実現していく方針であるとの点、(iii) これらの施策を実行し、持続的な企業価値の向上を実現するためには、急速な店舗展開及び顧客への小売販売におけるシェア拡大並びにアフターサービス拠点の拡充が必要不可欠であると認識しているとの点は、対象者の属する業界の状況を前提に、将来に向けた合理的な目標及び目指すべき方向性を設定しているものと考えられること
- ・ また同じく上記 (a) に関して、対象者グループが今後も更なる成長を達成するためには、新たな施策を積極的かつ機動的に検討・実行できる経営体制の構築と、他方で、足元の業績や株価だけを追求するのではなく、対象者グループの中長期的な企業価値向上を図ることが重要であると考えられるとの点、さらに対象者の 2024 年 1 月 4 日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表されている 2023 年 12 月 30 日付の第三者調査委員会の調査報告書における調査対象事案に端を発し、金融機関からの信用力の低下や一部店舗における事業の停止等を踏まえて対象者の財務状況が急速に悪化していることに鑑みると、信用力のある企業等の傘下に入り、早急に対象者の財務状況を建て直すことが急務となっているとの点についても、現時点における対象者自身の状況を前提とした現実的な課題認識であると考えられること
- ・ このように対象者グループの発展のために、対象者グループの事業モデルの進化、またそれを可能とするための経営体制及び財務体制の構築を目指すべきところ、これらの実現のためには、例えば急速な店舗展開に向けては相応の時間と先行投資、あるいは顧客への小売販売におけるシェア拡大のためには企業体質の改善に向けた働きがそれぞれ必要と考えられ、短期的には既存株主の対象者の業績に対する期待に沿えなくなる可能性があるとの点は、前記のとおり目標及び目指すべき方向性の設定、また課題認識に伴うリスクやデメリットについて、適切な評価を試みるものと考えられること
- ・ また上記 (b) に関して、現時点では、(i)「公開買付者グループが保有する不動産情報や店舗網及び M&A に関するリソースを用いた車両販売ネットワークの拡大」、(ii)「公開買付者及び対象者の連携による自動車向けソリューション(車検を含む整備、カー用品の販売、給油、清掃等)のワンストップでの提供」、(iii)「公開買付者グループを通じた金融機関からの資金調達」の各施策を検討しているとのことで、その具体的な内容は前記のとおりであるところ、これらは対象者におけるこれまでの事業内容及びその強みを前提に、それらを基礎としてさら

に将来の対象者企業価値の向上及び競争力強化を目指すもの、さらには対象者の財務状況を建て直しその信用力の回復を目指すものとして、いずれも合理的、現実的なものであると考えられること

- ・ 他方で、上記（i）乃至（iii）の各施策を推進することで、①対象者において新たな資金調達が可能となり得ること、②対象者では事業基盤の拡充が喫緊の課題であるところ、公開買付者グループが有する資金力や人材、ガソリンスタンドなどの店舗インフラ及び事業ノウハウの活用を通して、対象者の課題である組織力強化が期待できること、③公開買付者の取引ネットワークを駆使して課題解決を実現することで、顧客・対象者・公開買付者相互の事業成長・企業価値向上にも繋がることなどにより、対象者グループの中長期的な企業価値向上を見込むことができる一方で、対象者において上記の各施策を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要がある、多額の先行投資が発生することから、一時的に収益及びキャッシュフローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあり、対象者が上場を維持したまま各施策を実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性があるとのこと、それ故今般予定されている本取引の実施により対象者の株式を非公開化することは、一時的な投資負担の増加や短期的な業績悪化が株主に与え得る影響などを考慮せず、これまで以上に迅速な意思決定を可能とした上で、より中長期的な視点に立脚した成長戦略を推進するための対応、施策として合理的なものであると言えること
- ・ 以上のとおり、将来的な対象者事業の継続と企業価値を向上させるためには、短期的には投資等が先行することにより収益が悪化すると見込まれたとしても、中長期的な視点に基づき例えば急速な店舗展開に向けての先行投資等及び新たな事業機会の拡大のみならず例えば対象者におけるガバナンス体制の確立などを含む事業改革施策の機動的な立案及び実行が経営課題の一つであると認識した上で、当該施策の実施に向けた対応が必要な状況にあると考えているとのことであり、これら対象者らから説明を受けた対象者の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等について、対象者の事業内容及び経営状況を前提とした上で、公開買付者の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないこと
- ・ また本取引を通じて対象者株式を非公開化することにより、現在対象者が負担しているいわゆる上場維持コストを削減することが可能になるとのことであり、この削減したコストを将来に向けた投資等に充当することにより、長期的な視点で対象者の企業価値向上を図ることが可能であるとの点も、本取引の合理性を補強する事情の一つであると言えること

（ii）「本取引に係る手続の公正性が確保されているか」について

- ・ 対象者は本取引への対応を検討するに当たり、対象者における検討及び意思決定の過程に対する公開買付者の影響を排除するべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること
- ・ 本特別委員会の委員全4名のうち過半数となる3名は対象者の独立社外取締役（監査等委員）であり、残る1名は外部の専門家である弁護士であること。なお対象者は、本特別委員会の委

員として設置当初から当該4名を選定しており、本特別委員会の委員は当初から変更されていない。

- その上で当該外部専門家である委員が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること
- 本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないこと
- 本取引に関する交渉等への対応、また全般的な助言を得るべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した専門家ファイナンシャル・アドバイザーとして、みずほ銀行を選任していること、またみずほ銀行の上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること
- 対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本両公開買付けの条件とりわけ第2回公開買付け価格の公正性を確保すべく、対象者株式に係る株式価値の算定を、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した専門家第三者算定機関であるプルータスへ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得していること、またプルータスの上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること
- また本取引に関する法的助言を得るべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した専門家リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること
- 今般の本スクイーズアウト手続を含む本取引は、公開買付者が応募合意株主と契約及び合意を行った上で実施されるものであり、少なからず利益相反性が生じる可能性があり得るところ、対象者においては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、対象者から公開買付者に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言えること
- 対象者と公開買付者との間の協議及び交渉の方針に関して、対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行から本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下に公開買付者との交渉が進められたこと
- 対象者と公開買付者との間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本両公開買付に係る公開買付け価格（第1回公開買付け価格と第2回公開買付け価格とをあわせて、以下「本両公開買付け価格」という。）に関する協議及び交渉の局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本両公開買付けの条件とりわけ第2回公開買付け価格の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること
- その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、対象者において全般的な検証を重ねた上で、公開買付者との複数回に及ぶ協議を経て本両公開買付け価格の妥当性に

についての検討を行い、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたこと

- その後、最終的に対象者及び公開買付者間で公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、対象者において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本両公開買付価格となったこと
- さらに、いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明を行う予定とのことであり、対象者株主の適切な判断機会の確保に努めていると言えること、その他公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、対象者株主（とりわけ少数株主）が本両公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっていること
- 利害関係を有すると整理される対象者取締役（すなわち応募合意株主）について、対象者における本取引の検討に加わっておらず、また今後開催される本取引に関する取締役会に關しその審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること
- 本取引について、今般、公開買付者は本両公開買付けの開始予定の旨を決定している（いわゆる予告の形をとるものと言える）。この点、本取引は、2023年9月上旬より対象者に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた対象者の成長戦略の遂行が困難になったことを踏まえ、かかる状況の中、対象者が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、対象者及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情によるものである。このような信用力の低下、それを受けての信用力の補完の必要性がある状況下では、可及的速やかにスポンサー参画の旨を公表することにより、金融機関との交渉を円滑かつ適切に進めることが期待できると考えられ、一定の前提条件を付した上で本両公開買付けの開始予定の旨を決定すること（すなわち予告の形をとること）について、一定の合理性が認められるものと考えられる
- その上で、本両公開買付けの開始にあたっては一定の前提条件の充足（又は公開買付者による放棄）を必要とする旨が予定されている。対象者においては前記のとおり信用力の補完を目指しているところ、いたずらに実現困難な前提条件を設定して、本両公開買付けを含む本取引の実施、成立を不安定なものにすることは、対象者（また対象者の少数株主）の利益にはならないものと考えられる。この点、本取引に関する対象者と公開買付者との交渉においても、対象者は公開買付者に対して合理的かつ現実的な前提条件を要請し、その結果最終的に合意された前提条件は実務上認容し得る内容のものであると考えられる
- 本両公開買付けに関して、第1回公開買付けにおいては一定の買付予定数の下限が設定される予定である一方、第2回公開買付けにおいてはいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの条件設定（以下「M o M」という。）も含め特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとのことである。この点、M o Mあるいは下限の設定は第2回公開買付けの成立を不安定なものとする可能性があり得るところである（すなわち、今般対象者株式等に対する公開買付け及び対象者株式非公開化の意向が示されたことを受けて、仮に今回本両公開買付けが成立しなかったとしても、将来のいずれかの時点において再度同様の取引が実施される可能性もあり、少数株主が不安定な立場に置かれる可能性もあり得ると言える）。加えて、M o Mや下限の設定は

第2回公開買付けへの応募を希望する少数株主（すなわち、市場における対象者株式の流動性が必ずしも高いとは言えない状況の中、対象者株式の売却機会を希望する株主）の利益に資さない可能性もあり得るところである。そのため、他のいわゆる公正性担保措置について相当程度の配慮が行われていると言えること等を踏まえると、形式的にMOMが無いことや第2回公開買付けについて買付予定数の下限が設定されない予定である点を特に注視しなければならない状況には無いものと考えられる

- なお、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとの点に関し、公開買付者においては、応募合意株主及び不応募合意株主のみから対象者株式を取得することも理論上は可能である（その場合、本取引における第1回公開買付け及び本自己株式取得のみが行われた場合と同等の結果となる）。この場合、対象者の少数株主は公開買付者と併存して対象者株主の地位に残ると考えられるところ、今般予定されている第2回公開買付けは、そのような併存を望まない対象者の少数株主に対して、対象者株式売却の機会を適切に与えるものと考えられる。仮に第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限が設定され、かつ買付けに応募する少数株主の株式数が少なく当該下限に達しなかった場合には、そもそも買付けが成立しないのであるから、売却を希望する少数株主からその機会を奪う結果を生じさせるものと言える。従って、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとの点は、公開買付者との併存を希望しない対象者の少数株主にも配慮を行ったものと考えられる。さらに、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性が理論上はあり得るものの、いずれにしても公開買付者は、対象者株式の非公開化を行う方針のもと、必要に応じて対象者株式を追加取得して対象者株式の非公開化を目指す予定であるとのこと、また仮に上記のとおり3分の2を下回る状況においても、対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率から算出される特別決議に必要な議決権割合を前提とすると、第1回公開買付けが成立した場合の公開買付者が所有する対象者株式数及び（本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している）不応募合意株主が所有する本不応募株式数に係る所有割合は約47.6%となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイーズアウト手続として行われる株式併合の議案が対象者の臨時株主総会において承認される見込みも十分に認められることから、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定が無いとしても、これにより対象者の少数株主が不安定な立場に置かれるものではないと考えられる
- 加えて本両公開買付けは、第1回公開買付けと第2回公開買付けの二つの手続として実施されるところ、その最大の目的は基本的に対象者の少数株主からの応募を想定した第2回公開買付けに係る買付価格（すなわち第2回公開買付価格）を、第1回公開買付価格（及び本自己株式取得に係る取得価格）よりも高くする、すなわち第2回公開買付価格と第1回公開買付価格を異なるものとして、対象者の少数株主が得ることのできる利益をより大きくしようという点にあるものと考えられる。現行の制度上、同一の公開買付けにおいて異なる買付価格を設定することは認められておらず、対象者の少数株主の利益確保のために第1回公開買付けと第2回公開買付けの二つの手続を実施することについては、合理性が認められるものとする

- ・ 本両公開買付けにおいて、その各買付期間はいずれも法令上の最短期間である 20 営業日に設定される予定である。この点、今般、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が相当期間となることが予定されており、かつ、そもそも本取引においては公開買付けが二回予定されており、また第 2 回公開買付けは第 1 回公開買付けが成立した場合に限り実施されるものである。従って、一般株主の本両公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は、時間的な観点においても確保されていると考えられる
- ・ また対象者は公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆるマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況には無いものと考えられること。なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しても、本取引の具体的な検討・交渉に先立ち、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行経由で、対象者株式の取得に興味を持つ可能性のある複数の第三者候補との間で、情報管理に留意しながら相応のコミュニケーションを図ってきているとのことなので、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものでは無いと考えられること
- ・ 本取引においては、対象者株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収の手続が予定されている（現状、本両公開買付けの終了後に、その結果を踏まえて、株式併合の手続によることが予定されている）ところ、株式併合に関連する少数株主（一般株主）の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する普通株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められていること。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、対象者の少数株主（一般株主）においては、かかる手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること
- ・ 以上の通り、本スクイーズアウト手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること
- ・ なお、本スクイーズアウト手続の実施後、不応募合意株主が享受する税務メリットを活かし、対象者の少数株主の利益を最大化させることを目的として、第 2 回公開買付価格を高い価格、本自己株式取得にかかる取得価格を低い価格に設定した本自己株式取得を実施する予定とのことである。より具体的には、不応募合意株主が第 1 回公開買付価格にて第 1 回公開買付けに応じた場合の税引き後手取り額として計算される金額が、不応募合意株主が本自己株式取得により本自己株式取得に応じた場合に得られる手取り金額と同等となる価格を設定する予定とのことであり、このような条件設定は対象者の少数株主の利益確保を目指した合理的なものであると考えられること

(iii) 「本取引の条件の妥当性が確保されているか」について



- ・ 対象者において、本取引の条件、とりわけ第2回公開買付けにおける対象者普通株式に係る第2回公開買付け価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、対象者株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関（以下「本第三者算定機関」という。）としてプルータス・コンサルティングを選任し、本第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としていること
- ・ 本第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること
- ・ 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている対象者の事業計画の内容に関する対象者及び本第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、対象者の事業計画の作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、あわせて前記調査報告書の中での指摘事項及び再発防止策を踏まえた対象者における過去の各決算数字の整理状況、また対象者における再発防止に向けた取組みの状況などについての説明を受け、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること
- ・ これらを踏まえ、本第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
- ・ また、当該株式価値算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット、対象者の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本両公開買付け価格を含む本取引の条件についての検討を行ってきたと言えること
- ・ 対象者において、本第三者算定機関とは別に経験豊富なファイナンシャル・アドバイザーを起用して、公開買付者との間で本両公開買付け価格を含む本取引全般に係る条件交渉を複数回にわたり実施したと言えること
- ・ 対象者において本第三者算定機関から取得した株式価値算定書を前提に、対象者と公開買付者との間で合意された第2回公開買付け価格は、DCF法による算定との関係において、算定レンジの中央値を上回る価格となっていること
- ・ 第2回公開買付け価格にいわゆるプレミアムが付されているか否かについて見ると、本答申書提出日（すなわち対象者取締役会における本取引に係る決議予定日の前日）における対象者株式の取引終値（831円）に対して、約2.29%に相当するプレミアムが付されるにとどまっている。この点、まず本第三者算定機関による株式価値算定においても市場株価法は参考にとどめられている。また、本第三者算定機関から過去の類似事例におけるプレミアム率の水準や平均値等は特段取り付けていない。この点、前記調査報告書における調査対象事案の存在、またそれを踏まえて対象者において決算情報が未公表の状況が続いており、対象者の現時点での市場株価が適切に評価されたものと言えるかについては、疑義が残る状態にあるとの整理は合理的であると考えられ、そのような状況の下、公開買付者との交渉に当たってはプレミアム及びその率の大小を全面に出すのではなく、対象者の本源的な事業価値を基礎として適切な価格と言えるか否かを判断することが適切であると考えられる。その上で、対象者が現在置かれている具体的な事業環境や財務状態等、とりわけ本取引は、2023年9月上旬より対象者に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた対象者の成長戦略の遂行が困難になったことを踏まえ、かかる状況の中、対象者が成長戦略の遂行を

継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、対象者及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいとの背景事情によるものであり、その中で今般公開買付者が選定されたものであることを勘案するならば、本取引、より具体的には第2回公開買付価格について、プレミアムの有無及びその率を必ずしも最重視しなければならない訳では無いものとする

- ・ 加えて本取引において、第2回公開買付価格は、第1回公開買付価格及び本自己株式取得にかかる取得価格のいずれよりも高い価格に設定される予定であるところ、これは対象者の少数株主の利益を最大化させることを目的とするものと言え、本取引の条件、とりわけ第2回公開買付価格の公正性・妥当性の確保に資するものであると考えられること
- ・ これらの対象者における対応は、本両公開買付けを含む本取引の条件とりわけ第2回公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する対象者の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること
- ・ さらに、対象者からの説明によれば、本スクイーズアウト手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、第2回公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること
- ・ この点、本スクイーズアウト手続は、本両公開買付けの後、第2回公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられること
- ・ なお本新株予約権の買付価格に関しては、そのいずれについても1個あたり各1円とされる予定であるところ、これは公開買付者において本新株予約権を取得しても行使ができないものであることを踏まえると、合理性のある価格であると考えられる

(iv) 「対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないか」について

- ・ 上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本両公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従って今般対象者取締役会が予定している本取引の実施に関する決定（本両公開買付けに関する意見表明の決定を含む。）は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える

(v) 「対象者の取締役会が本両公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本両公開買付けへの応募を推奨することの是非」について

- ・ これまでに述べた通り、「(i) 本両公開買付けを含む本取引の目的が合理的と認められる（本取引が対象者の企業価値の向上に資する）と考えられること」、「(ii) 本両公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されていると考えられること」、「(iii) 本取引の条件（とりわけ第2回公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されていると考えられること」、「(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえると、今般対象者取締役会が予定している本取引の実施に関する決定（本

両公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること」からすると、現時点において、対象者取締役会が本両公開買付けに賛同意見を表明し、かつ第2回公開買付価格が第1回公開買付価格を上回る金額であることを前提として、対象者の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨することは相当(すなわち「是」)である(従って、対象者取締役会が、①本両公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び②本両公開買付け後に本スクイーズアウト手続を実施する旨を決定することは、いずれも対象者の少数株主にとって不利益なものであるとは言えない)と考えられ、これに反する事情は現時点において特段見当たらない

#### (v) 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。なお、加藤氏は本取引に関して対象者の少数株主と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内には独立性が認められる役職員のみで構成される独立チームを組織し、事業計画の策定、公開買付者との公開買付価格その他の取引条件等の協議及び交渉等、本合意株主の利益と一般株主の利益が相反するおそれが存する事項に関する業務は独立チームが行うものとしているとのことです。なお、上記の体制構築はアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

#### (vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、2024年4月上旬を目途に本両公開買付けを開始することを目指しており、第1回公開買付けの開始までの期間が一定期間に亘り、かつ、本取引では公開買付けが2回予定されており、第2回公開買付けは第1回公開買付けが成立した場合に限り実施されるものであるため、対象者の一般株主の皆様の本両公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記本両公開買付けの開始までの期間と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本両公開買付けの公正性の担保に配慮しております。また、上記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引の具体的な検討・交渉に先立ち、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行経由で、対象者株式の取得に興味を持つ可能性のある複数の第三者候補との間で、情報管理に留意しながら相応のコミュニケーションを図った上で本プロセスを実施しており、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等その他の取引機会を積極的に設けているとのことです。

(vii) 対象者の株主が本両公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(ア) 本両公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(イ) 本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は第2回公開買付価格に当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様に対して本両公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式 (但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) 及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本両公開買付け成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、本両公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) を開催することを要請する予定です (本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、第1回公開買付けを2024年4月上旬に開始した場合、2024年8月頃の開催を予定しております。)。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、第2回公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、本日現在、対象者は公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であるとのこと。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認いただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数 (合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。) に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者の双方若しくはいずれかに売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本両公開買付けに応募しなかった対象者の各株主に交付される金銭の額が、第2回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合比率は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び不応募合意株主のみが対象者株式 (但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) の全てを所有することとなるよう、本両公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様 (但し、公開買付

者、不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数が1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ、かつ裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができます。なお、当該申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性があります。しかし、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定ですが、現時点において決定している事項はありません。また、下記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本両公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本両公開買付けが成立した場合には、本両公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者、不応募合意株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、第2回公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本両公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本両公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (7) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、公開買付者は、本両公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本両公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本両公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本両公開買付け後に、上記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載のとおり、

対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

本両公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない場合であっても、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であるため、最終的に、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

#### （８） 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### ① 本契約

本両公開買付けの実施に際して、公開買付者は、上記「（１）本両公開買付けの概要」に記載のとおり、2024年2月29日付で、応募合意株主との間で、本応募株式について第1回公開買付けに応募する旨、及び不応募合意株主との間で、本不応募株式について本両公開買付けに応募しない旨を含む本契約を締結しております。

本契約においては、応募合意株主による第1回公開買付けへの応募の前提条件として、(i) 本契約締結日及び本開始日において、公開買付者の表明保証事項（注1）が全て真実かつ正確であること、(ii) 公開買付者において、本開始日までに本契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注2）が、全て履行又は遵守されていること、(iii) 第1回公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により第1回公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことが規定されております。但し、応募合意株主は、その裁量により、以上の前提条件のいずれも放棄して、第1回公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

（注1）本契約において、公開買付者は、(a) 設立及び存続、(b) 本契約の締結及び履行、(c) 強制執行可能性、(d) 許認可等の取得、(e) 法令等との抵触の不存在、(f) 反社会的勢力等との不関与、(g) 倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

（注2）本契約において、公開買付者は、本合意株主に対して、大要、(a) 表明保証違反を認識した場合の通知義務、(b) 公租公課の負担義務、(c) 秘密保持義務を負担しています。

また、本契約において、(i) 公開買付者及び不応募合意株主は、本両公開買付けの成立を条件として、実務上可能な限り速やかに、対象者をして、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとすることを目的として、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会を開催し、当該議案に係る決議を成立させるよう、本株式併合に関する議案に賛成票を投じることを含め、相互に合理的な範囲で協力すること、

(ii) 公開買付者が本自己株式取得の実行のために必要と判断した場合には、公開買付者及び不応募合意株主は、対象者をして、本株式併合の効力発生後速やかに、本資金提供を受けさせること、(iii) 公開買付者及び不応募合意株主は、対象者をして、本自己株式取得を適法に実施するために必要な分配可能額を確保するために必要がある場合には、本株式併合の効力発生後速やかに（本資金提供を行う場合には、本資金提供の効力発生後に）、本減資など、本自己株式取得を法令等に従い実施することができるために公開買付者が必要と判断する分配可能額を確保するための措置を講じさせること、(iv) 本株式併合、本資金提供及び本減資の効力発生後、実務上合理的に可能な限り速やかに（但し、本資金提供及び本減資の効力発生日と同日中に）、不応募合意株主は自ら、また応募合意株主は不応募合意株主をして、本自己株式取得を行わせることを合意しております。

② 本経営委任契約

公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主との間で、本経営委任契約を締結し、応募合意株主に対し、別途協議の上合意した期間、対象者の代表取締役として、本不適切会計処理等により毀損された対象者の企業価値及び信用を回復できるようガバナンス体制を整備するとともに、対象者グループの発展及び企業価値の回復・向上に寄与するために必要な施策を講じる等の職務を遂行することを合意しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社グッドスピード	
② 所 在 地	愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加藤 久統	
④ 事 業 内 容	新車・中古車事業、買取事業、整備・钣金・ガソリンスタンド事業、保険代理店事業、レンタカー事業	
⑤ 資 本 金 (2023年12月31日現在)	1,007百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成15年2月20日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2023年12月31日現在)	加藤久統	24.06%
	株式会社A n e l a	23.79%
	NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC 常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部	5.27%
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3.96%
	山本文彦	1.90%
	株式会社伊藤工務店	1.83%
	グッドスピード従業員持株会	1.71%
	楽天証券株式会社	1.58%
	横地真吾	1.03%
	松山太河	0.89%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		

資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## (2) 日程等

第1回公開買付けについては、第1回公開買付前提条件が充足された場合、速やかに実施することを予定しており、2024年2月29日現在、公開買付者は2024年4月上旬を目途に第1回公開買付けを開始することを目指しております。第1回公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、第1回公開買付けの開始時期の見込みに変更があった場合も、速やかにお知らせいたします。なお、公開買付者は、本取引の公表日から第1回公開買付けの開始までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間よりも長期にわたる期間設定となる予定となり、対象者の一般株主の第1回公開買付けに対する応募についての判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているため、第1回公開買付期間については、20営業日（20営業日目の翌日が銀行の休日とされる日の場合は21営業日）とする予定です。法令上、対象者は公開買付期間が30営業日より短い場合には、公開買付者に対し公開買付期間を30営業日とすることを請求する権利がありますが、上記「1.買付け等の目的等」の「(5)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iv)対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が一定期間に亘り、かつ、本取引では公開買付けが2回予定されており、第2回公開買付けは第1回公開買付けが成立した場合に限り実施されるものであるため、一般株主の本両公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されていると判断していることから、現時点において、公開買付者は、対象者から第1回公開買付期間の延長の請求を受ける可能性はないと考えております。

## (3) 買付け等の価格

### ① 第1回公開買付けにおける買付け等の価格

ア 普通株式1株につき、金722円

イ 新株予約権

(i) 2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）1個につき、金1円

(ii) 2022年12月23日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といい、第2回新株予約権と総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年12月24日から2029年12月23日まで）1個につき、金1円

### ② 第2回公開買付けにおける買付け等の価格

ア 普通株式1株につき、金850円

イ 新株予約権



(i) 第2回新株予約権1個につき、金1円

(ii) 第4回新株予約権1個につき、金1円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

##### (i) 第1回公開買付価格

第1回公開買付価格を決定するに際し、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 第1回公開買付価格の決定」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月上旬から2024年2月28日にかけて、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者による少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付価格とは別の価格である第1回公開買付価格にて本応募株式を取得することについて応募合意株主との間で協議・交渉を行い、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。なお、公開買付者は、第1回公開買付けでは本応募株式のみが応募されることを想定しております。そのため、公開買付者は、大和証券から第1回公開買付価格に関する株式価値算定書を取得しておりません。

第1回公開買付価格である722円は、本取引についての公表日の前営業日である2024年2月29日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値831円に対して13.12%ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値707円に対して2.12%のプレミアムを加えた価格、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値767円に対して5.87%ディスカウントした価格、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値798円に対して9.52%ディスカウントした価格となります。

##### (ii) 第2回公開買付価格

公開買付者は、2024年1月下旬から2024年2月下旬までの期間において対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本両公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、取締役会の決議によって、第2回公開買付価格を850円とすることを決定いたしました。

なお、第2回公開買付価格である850円は、本取引についての公表日の前営業日である2024年2月29日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値831円に対して2.29%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値707円に対して20.23%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値767円に対して10.82%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値798円に対して6.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

##### (iii) 本新株予約権買付価格

本新株予約権については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、本新株予約権買付価格は1円としております。

#### (iv) 本自己株式取得価格

公開買付者は、不応募合意株主との間で、2024年2月28日、本自己株式取得価格を、不応募合意株主が第1回公開買付けに応じた場合の税引き後手取り額として計算される金額が、不応募合意株主が本自己株式取得に応じた場合に得られる手取り金額と同等となる価格とすることを合意し、2024年2月28日、本自己株式取得価格を683円とすることを合意しております。なお、不応募合意株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、第2回公開買付価格の最大化を図ることができるとの考えの下、本自己株式取得価格を仮に不応募合意株主が第1回公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額として設定しております。

#### ② 算定の経緯

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2023年12月下旬、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券を、公開買付者、対象者及び本合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所をそれぞれ選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始するとともに、2024年1月16日、対象者に対し、本意向表明書を提出し、対象者との間で、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

公開買付者は、本両公開買付けの実現可能性の精査のため、2024年1月下旬から2024年2月下旬まで対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施するとともに、これと並行して、対象者及び本特別委員会との間で、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格に関して複数回にわたる協議及び交渉を重ねてまいりました。

具体的には、公開買付者は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報を勘案し、対象者に対して、2024年2月15日に、第2回公開買付価格を740円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアムを加えた金額）とし、本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨を含む第1回提案を行いました。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年2月21日、対象者に対して、第2回公開買付価格を745円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額）、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨を含む第2回提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月22日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年2月26日、対象者に対して、第2回公開買付価格を750円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額）、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨を

含む第3回提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月26日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年2月28日、対象者に対して、第2回公開買付価格を850円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値780円に対して8.97%のプレミアムを加えた金額）、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第4回提案を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月28日付で、本特別委員会より、第4回提案には特段異存がない旨回答を受けました。

また、公開買付者は、対象者に対するビジネス、財務会計、税務及び法務の各分野に関するデュー・デリジェンスの結果を踏まえ、本合意株主との間で協議を重ねた結果、2024年2月9日、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を、対象者株式の市場株価に5%のプレミアムを付した金額とする方針について合意しました（なお、同日時点では、プレミアムの算出の基準とする市場株価の時点は合意していません）。その後、2024年2月27日に、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格は、(i) 2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値に対して5%のプレミアムを加えた金額とすること、及び、(ii) (i)の金額が、上記方針を合意した2024年2月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値688円に対して5%のプレミアムを加えた金額である722円（小数点以下切り捨て）よりも高い場合は、722円とすることを合意いたしました。そして、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値808円に対して5%のプレミアムを加えた金額が848円（小数点以下切り捨て）であったことから、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。

以上の検討及び交渉の結果、公開買付者は、2024年2月29日、第1回公開買付価格を722円、第1回新株予約権買付価格を1円、第2回公開買付価格を850円、第2回新株予約権買付価格を1円とすることとし、本両公開買付けの前提条件が充足されたことを条件として、対象者株式及び本新株予約権を本両公開買付けにより取得することを決定いたしました。

(5) 買付予定の株券等の数（第1回公開買付け）

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,901,048株	911,308株	—株
合計	2,901,048株	911,308株	—株

(注1) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募株式の数の合計と同数の911,308株としております。応募株券等の総数が買付予定数の下限(911,308株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していませんので、買付予定数は第1回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)から本応募株式(900,000株)を減じた株式数(2,901,048株)を記載しております。

- (注3) 単元未満株式も第1回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い第1回公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 第1回公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 上記の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」は、2024年2月29日現在の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、第1回公開買付けの開始時において入手可能な最新の情報に基づいて設定される第1回公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なることとなる可能性があります。第1回公開買付けの開始前に、第1回公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動 (第1回公開買付け)

買付け等前における公開買付けの 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	18,113 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.65%)
買付け等後における公開買付けの 所有株券等に係る議決権の数	29,009 個	(買付け等後における株券等所有割合 76.32%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	9,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 23.68%)
対象者の総株主の議決権の数	37,774 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本合意株主が所有する対象者株式(1,811,308株)に係る議決権の数を暫定的に記載しておりますが、公開買付けは、第1回公開買付けの開始までの間に特別関係者が所有する対象者株式の数を確認する予定ですので、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びこれに係る「買付け等前における株券等所有割合」の記載に訂正が必要な場合には、第1回公開買付けの開始時に訂正した内容を開示いたします。なお、第1回公開買付けにおいては、本不応募株式(900,000株)を除く各特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は9,000個としております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された2023年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)に係る議決権の数(38,010個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 (第1回公開買付け) (予定) 2,095 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数(2,901,048株)に第1回公開買付価格(722円)を乗じた金額を記載しております。なお、2024年2月29日以降の変動等により、第1回公開買付けにおける実際の買付予定数の数字が異なった場合には変動する可能性があります。

(8) その他買付け等の条件及び方法(第1回公開買付け)

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(911,308株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(911,308株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、第1回公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、第1回公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の許可等を得られなかった場合として、第1回公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日、その他買付け等の条件及び方法については、決まり次第お知らせいたします。なお、公開買付代理人は、大和証券を起用する予定です。

④ その他

第1回公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。本項において以下同じです。)を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記

方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から第1回公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する第1回公開買付けへの応募はお受けできません。

第1回公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、第1回公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第1回公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」、「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ① 本両公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、現時点における対象者の意見として、①第1回公開買付けが開始された場合には、(i) 第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、(ii) 第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議するとともに、②公開買付者によれば、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第1回公開買付け価格よりも高い価格での第2回公開買付けを実施する予定であるとのことであるため、同日時点における対象者の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。

なお、対象者によれば、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。また、上記取締役会において、第1回公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年2月29日付で対象者取締役会に対して提出した本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更

がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、第1回公開買付けが開始される時点で、改めて第1回公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

なお、対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認」をご参照ください。

## ② 本契約

公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主との間で、本応募株式について第1回公開買付けに応募する旨、及び不応募合意株主との間で、本不応募株式について本両公開買付けに応募しない旨を含む本契約を締結しております。本契約の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本契約」をご参照ください。

## ③ 本経営委任契約

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役である応募合意株主との間で本経営委任契約を締結しております。本経営委任契約の概要については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本経営委任契約」をご参照ください。

## (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

### ① 2023年9月期有価証券報告書の提出

対象者は、2024年3月29日までに2023年9月期有価証券報告書を提出する予定です。詳細については、2023年9月期有価証券報告書をご参照ください。

### ② 2024年9月期第1四半期報告書の提出

対象者は、2024年3月29日までに2024年9月期第1四半期報告書を提出する予定です。詳細については、2024年9月期第1四半期報告書をご参照ください。

### ③ 本訂正報告書の提出

対象者は、2024年3月29日までに本訂正報告書を提出する予定です。詳細については、本訂正報告書をご参照ください。

### ④ 「2024年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、「2024年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表する予定です。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

### ⑤ 「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、本日開催の取締役会において、公開買付者による対象者株式に対する本両公開買付けが開始される予定であることを踏まえ、2024年9月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのこ

とです。詳細については、対象者が本日公表した「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

⑥ 「通期業績予想及び中期経営計画の取り下げに関するお知らせ」の公表

対象者は、本日開催の取締役会において、最近の対象者動向を踏まえ、2023年5月12日に公表した2023年9月期（2022年10月1日～2023年9月30日）の連結業績予想を修正（取り下げ）すること、及び2022年11月14日に公表した中期経営計画について取り下げることにについて決議したとのことです。詳細については、対象者が本日公表した「通期業績予想及び中期経営計画の取り下げに関するお知らせ」をご参照ください。

以 上



**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本両公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本両公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本両公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本両公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本両公開買付けに応募することはできません。また、本両公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本両公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本両公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。